

くまもと県北病院 消防用設備等保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、くまもと県北病院の消防用設備等保守点検業務委託に適用し、契約書のほか本仕様書により業務を履行するものとする。

1. 業務内容

(1) 消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁公告及び消防庁通知で定められた基準に基づく点検業務の実施。

(2) 点検後、法令で定められた点検結果報告書の提出、また必要に応じ所轄消防署に提出。

(3) 管理者及び防火管理者への指導及び助言

2. 点検対象設備

くまもと県北病院全館及び付属棟、施設全般の消防用設備等

3. 契約期間

2025年9月1日(月)から2028年2月29日(火) (3年間)

4. 履行場所

地方独立行政法人くまもと県北病院構内 (熊本県玉名市玉名550番地)

5. 点検項目

機器等の設置数については、別紙（消防設備保守点検数量表）を参照し、不明な点がある場合は委託者に申し出て現地にて確認すること。

（1） 消火器具（機器点検）

設置状況、表示・標識、消火器の外形、消火器の内部等・機能、消火器の耐圧性能、

（2） スプリンクラー設備（機器点検・総合点検）

水源、加圧送水装置、減圧のための措置、配管等、送水口、スプリンクラーヘッド、流水検知装置・圧力検知装置、一斉開放弁（電磁弁を含む）、補助散水栓 箱等、耐震装置、閉鎖型スプリンクラー設備、補助散水栓、放水型スプリンクラー設備

（3） 自動火災報知設備（機器点検・総合点検）

予備電源・非常電源（内蔵型）、受信機・中継器、感知器、発信機、蓄積機能
二信号機能、自動試験機能、同時作動

（4） 消防機関へ通報する火災報知設備（機器点検）

火災通報装置、消防機関へ通報する火災報知設備

（5） 非常警報器具及び設備（機器点検・総合点検）

非常電源（内蔵型）、放送設備、音響装置・スピーカーの音圧、総合作動

(6) 誘導灯及び誘導標識 (機器点検)

誘導灯、誘導標識

(7) 連結送水管 (機器点検・総合点検)

送水口、放水用器具格納箱等、配管等、耐震措置

(8) 総合操作盤 (機器点検・総合点検)

予備電源・非常電源(内蔵型)、本体、総合作動

(9) 配線 (機器点検・総合点検)

スプリンクラー設備・誘導灯・自動火災報知設備・火災通報装置・非常警報器具及び
設備・総合操作盤 (専用回路、開閉器・遮断器、ヒューズ類、絶縁抵抗、耐熱保護)

(10) 防排煙制御設備 (機器点検・総合点検)

連動制御器、手動開閉装置、自動開閉装置、感知器、連動中継器、

6 点検回数、作業等

(1) 前項における点検回数は年2回とする。

① 1回目 (9月実施) : 外観点検、機器点検

② 2回目 (2月実施) : 外観点検、機器点検、総合点検

（2）点検作業実施者

点検作業の実施については、消防設備士または消防設備点検資格者が行うこと。

7 報告書の作成及び報告

業務完了後、消防法で定められた様式による報告書を速やかに提出するものとする。

- ① 消防用設備等点検結果報告書： 2部

8 その他

- ① 上記のほか法律で定められた点検（総合点検に適合するもの）で必要をみとめたものは、自主的に実施するものとする。
- ② 本業務を行う者は、必要となる資格を有し、点検を行う対象となる設備を熟知していることとする。
- ③ 業務履行にあたり、業務責任者を定めること。また、業務の履行にあたっては当院の監督職員が立ち会うものとする。
- ④ その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、「甲」「乙」協議して定めるものとする。